

地域密着型通所介護移行に関する Q&A

問1 地域密着型通所介護事業所に移行することによって、何が変わるのか。

答1 (1) 運営推進会議の設置が義務付けられます。

- ・地域密着型通所介護：概ね6月に1回以上開催
- ・療養通所介護：概ね12月に1回以上開催

(2) 平成28年4月1日以降、受け入れられる利用者は、原則、加古川市の被保険者のみを対象とすることになります。

※ 住所地特例のサ高住等（特定施設以外）の住人 ⇒ 4月以降の契約も可能

問2 運営推進会議とはどのようなものか。

答2 事業所の職員、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表）、知見を有する者、地域包括支援センターの職員、市の職員等で構成された会議であり、活動状況の評価を受けるとともに、必要な要望・助言を聴取するものです。

問3 現在、通所介護事業所を利用している市外被保険者は、平成28年4月1日以降、利用ができなくなるのか。

答3 ◎平成28年3月31日時点で利用契約のある市外被保険者

引き続き利用が可能です。

なお、入院等により利用契約を一度解約した場合はみなし指定も消滅します。

◎平成28年4月1日以降の市外被保険者

原則、利用はできません。

問4 平成28年4月1日以降、地域密着型通所介護と介護予防通所介護を一体的に行っており、利用者が要支援認定から要介護認定になった場合、引き続き利用はできるのか。

答4 ◎平成28年3月31日までに利用契約のある要支援認定の市外被保険者

加古川市は利用について同意します。

介護度の区分変更は利用者自身の心身の状況の変化によるやむを得ない変更であるため、当該事業所を利用している間に要介護認定を受けた場合、サービスの継続利用を認めます。

なお、利用にあたっては当該市区町村の指定を受ける必要があります。

◎平成28年4月1日以降に新規で利用契約をする要支援認定の市外被保険者

区分変更により要介護認定になった場合、加古川市は利用について同意しません。加古川市では利用を認めませんので、要支援から要介護へ区分変更がなされた時点で契約は無効となります。

平成28年4月1日以降に要支援認定の市外被保険者を受け入れる際には、契約時に前述のリスクをあらかじめ利用者に説明するようお願いします。

問5 市外被保険者のみなし指定を受けている事業所の指定有効期間や更新手続きについて、どのような取り扱いになるのか。

答5 地域密着型通所介護の指定有効期間については、平成28年4月1日にみなし指定を受けた事業所の場合、以前の通所介護の指定有効期限が当該みなし指定の有効期限となります。有効期限満了後も引き続き市外被保険者が利用する場合は、改めて他市区町村の指定を受けることが必要になります。

このため、市外被保険者を受け入れている事業所におかれましては、みなし指定の有効期間満了が近づきましたら、期間が満了する前に、当該他市区町村に指定更新の受付方法を忘れずに確認するようにしてください。

問6 加古川市の被保険者が他市区町村の地域密着型通所介護事業所を利用したいとの意向を持っている場合、利用することはできるのか。

答6 原則、利用できません。ただし、平成28年3月31日以前に利用契約のある方の場合は、問3の考え方の通りです。

加古川市の被保険者が他市区町村の地域密着型サービスを利用するためには、他市区町村の同意を得た上で、加古川市が当該事業所を指定する必要があります。

本来、地域密着型サービスは原則として、事業所が所在する市区町村の被保険者だけが利用できるものであることから、加古川市としては当該利用者が他市区町村の地域密着型サービスを利用しなければならないやむを得ない理由がある場合を除き、他市区町村の事業所を指定しておりません。

また、加古川市が他市区町村の事業所を利用するやむを得ない理由があると認めた場合でも、当該他市区町村の同意を得られなければ、加古川市は指定できず、利用はできないことになります。

問7 地域密着型通所介護に移行するため、どのような手続が必要か。

答7 平成28年4月1日以前から運営している利用定員18人以下の事業所は、特段の届出（定員の変更やサテライト型事業所等）がない限り、すべての事業所がみなし指定となりますので、届出は必要ありません。事業所番号についても、そのまま引き継がれ、使用できます。

定款を変更する必要がある事業者については、適切に定款を変更し、その旨変更届出を行ってください。※定款に地域密着型サービスの運営について記載がない場合には、追加してください。

また、サービス種別名が変わるため、運営規程の変更が必要となります。

問8 （権限移譲による）みなし指定の効力はいつまで続くのか。

答8 現在の通所介護事業所の指定有効期限までみなし指定となります。次回の更新の際に、地域密着型通所介護としての更新をすることになります。

問9 (権限移譲による) みなし指定を受けた後(平成28年4月1日以降)に、定員を19人以上にする場合の手続はどのようにすればよいか。

答9 平成28年4月1日以降、定員18人以下の事業所は、例外を除き、地域密着型通所介護事業所としてみなし指定を受けたことになるため、定員を19人以上とする場合は、地域密着型通所介護事業所の廃止届(加古川市へ提出)と、通所介護の新規指定の申請(東播磨県民局へ提出)が必要となります。

問10 地域密着型通所介護に移行した場合、介護報酬はどうなるのか。

答10 平成27年度までの小規模型通所介護費と同額です。(療養通所介護も同様) サービスコードは地域密着型サービスのコードとなりますので、請求の際には注意してください。

問11 介護予防通所介護の取り扱いはどうなるのか。

答11 地域密着型通所介護へ移行するのは、通所介護のみで介護予防通所介護は該当しません。

平成28年4月1日以降、地域密着型通所介護に移行した場合でも、要支援認定者であれば、新たに加古川市外の市区町村の被保険者の受け入れは可能です。

問12 平成28年4月1日以降、地域密着型通所介護事業所の指定更新の手続きを行う場合、更新の手続きに変更はあるのか。

答12 平成28年3月31日以前と大きな変更点はありませんが、地域密着型通所介護は加古川市へ提出をし、介護予防通所介護は東播磨県民局へ提出することになります。

また、地域密着型通所介護は加古川市の様式を使用することとなります。提出書類についてはホームページに指定更新提出書類一覧を掲載しています。

問13 平成28年4月1日以降、地域密着型通所介護と介護予防通所介護を一体的に行っている場合、両方の事業に関する変更届出等はそれぞれに必要なか。

答13 平成28年度中は、地域密着型通所介護は加古川市へ提出をし、介護予防通所介護は東播磨県民局へ提出することになります。

◎ 集団指導（平成28年3月28日実施）にて受け付けた質問

問14 平成28年3月31日以前より、加古川市内の通所介護事業所を市外であるA市の被保険者が利用していたが、その利用者が平成28年4月1日以降に住所地を市外であるB市に移した場合、継続して利用はできるのか。

答14 加古川市ではこの場合、利用の継続について同意する方針です。

ただし、住所地を移した先のB市の指定を受ける必要があり、指定が受けられるかはB市の方針によります。

問15 平成28年3月31日以前より、加古川市内の通所介護事業所を市外であるA市の被保険者が利用していたが、その利用者が平成28年4月1日以降に住所地をA市内で移した場合、継続して利用はできるのか。

(例) 利用者の住所地 (平成28年3月31日以前) : A市 イ町
(平成28年4月1日以降) : A市 ロ町

答15 利用できます。

問16 通所介護事業所にて、平成28年3月31日時点で利用契約はあるが、平成28年3月の利用実績がない市外被保険者は継続して利用できるのか。

答16 利用契約があるので、継続して利用はできるが、平成28年3月の利用実績がない場合は、兵庫県への要提出物があるので、兵庫県ホームページにて確認してください。

問17 運営規程について、地域密着型通所介護と介護予防通所介護と分けて作成すべきか。

答17 一体的に作成しても、分けて作成してもどちらでもよいが、市指定と県指定で定める事項に相違があるので、内容に漏れがないように確認してください。

問18 運営推進会議について、出席者は何人程度呼ばなければいけないのか。

答18 何人呼ばなければいけないという決まりはないが、少なくとも地域包括支援センターの職員か市の職員の出席は確保するようにしてください。（日程上、出席ができないような致し方ない場合を除く）

問19 運営推進会議について、開催日時は営業時間内にすべきか。

答19 営業時間外でも可能であるが、営業時間内に事業所内へ行くことで、利用者の様子を見る機会にもなるので、できれば営業時間内に開催することが望ましいです。

問20 運営推進会議において、利用者を出席させてもよいか。
また、出席可能な場合、通所介護記録に出席についての記録を残す必要はあるか。

答20 出席可能です。また、通所介護記録に内容を記録する必要はありません。

問21 市外被保険者の利用関係について、他市区町村の同意等の確認は地域密着型通所介護事業者又はケアマネジャーのどちらがすべきか。

答21 地域密着型通所介護事業所者から各市区町村へ問い合わせてください。